

議案第133号

澁川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年11月30日提出

澁川市長 高 木 勉

澁川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例

第1条 澁川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例（平成18年澁川市条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表中「100分の222.5」を「100分の217.5」に、「100分の133.5」を「100分の130.5」に、「100分の66.75」を「100分の65.25」に改める。

第2条 澁川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例の一部を次のように改正する。

別表中「100分の217.5」を「100分の220」に、「100分の130.5」を「100分の132」に、「100分の65.25」を「100分の66」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

理 由

一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じて改正しようとするものである。

渋川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(第1条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案		現 行	
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）	
在職期間	割合	在職期間	割合
6月	<u>100分の217.5</u>	6月	<u>100分の222.5</u>
3月以上6月未満	<u>100分の130.5</u>	3月以上6月未満	<u>100分の133.5</u>
3月未満	<u>100分の65.25</u>	3月未満	<u>100分の66.75</u>

渋川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(第2条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案		現 行	
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）	
在職期間	割合	在職期間	割合
6月	<u>100分の220</u>	6月	<u>100分の217.5</u>
3月以上6月未満	<u>100分の132</u>	3月以上6月未満	<u>100分の130.5</u>
3月未満	<u>100分の66</u>	3月未満	<u>100分の65.25</u>